

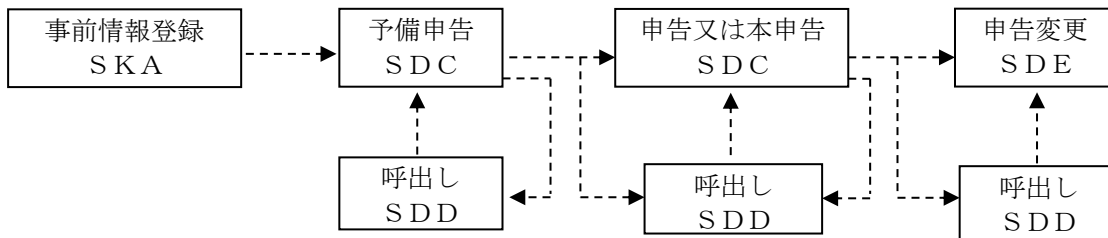
第 6 節 海上簡易輸入申告

システムを使用して「海上小口貨物に係る簡易通関について（令和 6 年 6 月 11 日財関第 587 号）」に規定する海上小口貨物に係る輸入申告（以下この節において「海上簡易輸入申告」という。）を行う場合は、この節の定めるところによる。

【対象貨物】

- ① 海上貨物のうち通販貨物に該当するもの。
- ② 貨物の購入者（関税法施行令第 59 条第 1 項第 6 号イに規定する購入者をいう。）ごとに輸入申告され、その申告貨物について関税定率法第 14 条第 18 号（無条件免税）の規定が適用されるもの（課税価格の合計額が 1 万円以下であり、かつ、関税定率法施行令第 16 条の 3（関税を免除することを適当としない物品の指定）に指定される品目に該当しないもの。）。
- ③ 消費税以外の内国消費税の課税対象とならないもの。
- ④ 関税法第 70 条第 1 項又は第 2 項（証明又は確認）に規定する他の法令の証明又は確認を要しないもの。
- ⑤ 関税法第 71 条（原産地を偽った表示等がされている貨物の輸入）に規定する原産地虚偽又は誤認表示がされていないもの。
- ⑥ 輸入申告又は予備申告までに、後記 1 (1)（登録の方法）による事前情報の提供がされるもの。
- ⑦ システムにより申告されるもの。

【海上簡易輸入申告の流れ】



1 混載貨物事前情報の登録

(1) 登録の方法

「海上簡易輸入申告」（業務コード：SDC）を行う者は、申告又は予備申告に先立ち、「混載貨物事前情報登録」業務（業務コード：SKA）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、海上小口貨物に係る事前情報をシステムに登録する必要がある。

なお、本業務は、訂正又は撤回に係る業務がないため留意すること。また、本業務実施後に仕分け等により B/L 番号が変更となった場合で、引き続き「海上簡易輸入申告」（業務コード：SDC）を行う予定の B/L 番号がある場合は、変更後の B/L 番号で再度本業務を実施する必要があるため留意すること。

本業務を利用するためには、実施可能者として予めシステムに登録されている必要がある。

実施可能者に係る登録手続については、「海上小口貨物に係る簡易通関について（令和 6 年 6 月 11 日財関第 587 号）」に定めるとおり税関に対して事前の申出を行うこと。

項番	項目名 (入力画面)	内 容
1	マスターB/L番号 (最上位) (「マスターB/L(最上位)*」欄)	(1) 最上位の親B/L番号を入力する。 (2) 船会社コード(NACCS用船会社コード)(「業務コード集参照」)+B/L番号の体系で入力する。
2	貨物情報自動登録要 否 (「貨物情報自動登録」欄)	貨物情報の自動登録を行う場合は、チェックボックスをチェックする。
3	関連付けマスターB/L番号 (「関連付けマスターB/L」欄)	貨物情報の自動登録を行う場合であって、親B/L(本欄)と子B/L(ハウスB/L・混載子B/L番号)との関連付けを行う場合は、必須入力する。 なお、1親B/Lに対して関連付け可能な子B/Lは最大99件である。
4	保税地域等コード (「保税地域」欄)	(1) 「関連付けマスターB/L」欄を入力した場合は、必須入力する。 (2) 通関予定の保税地域を保税地域コード(「業務コード集」参照)で入力する。
5	申告予定先官署コード (「申告予定先官署*」欄)	申告予定の税関官署を税関官署コード(「業務コード集」参照)で必須入力する。
6	通知先(申告予定者)コード (「通知先(申告予定者)」欄)	混載貨物事前情報登録完了通知を出力する場合は、出力先とする通関業者の利用者コードを入力する。
以下、項番7から95は、最大20欄まで繰り返し入力することができる。		
7	ハウスB/L・混載子B/L番号 (「ハウスB/L・混載子B/L番号」欄)	ハウスB/L番号を必須入力する。
8	品名 (「品名」欄)	品名を必須入力する。
9	最終仕向地コード (「最終仕向地コード」欄)	最終仕向地について次のとおり入力する。 ① 最終仕向地が国連LOCODE(「業務コード集」参照)に掲載されている場合は、国名コード(2桁)及び地域コード(3桁)を入力する(例:横浜港の場合、「JPYOK」)。 ② 国連LOCODE(「業務コード集」参照)に地域コードが掲

項番	項目名 (入力画面)	内 容
		載されていない場合は、国名コード（2桁）に「ZZZ」を加えて入力する（例：「JPZZZ」）。
10	最終仕向地名 （「最終仕向地名」欄）	「最終仕向地コード」欄を入力した場合で、最終仕向地コードに対する名称がシステムに登録されていない場合は、必須入力する。
11	荷渡地コード （「荷渡地コード」欄）	荷渡地について次のとおり入力する。 ① 荷渡地が国連LOCODE（「業務コード集」参照）に掲載されている場合は、国名コード（2桁）及び地域コード（3桁）を入力する（例：（例：横浜港の場合、「JPYOK」））。 ② 国連LOCODE（「業務コード集」参照）に地域コードが掲載されていない場合は、国名コード（2桁）に「ZZZ」を加えて入力する（例：「JPZZZ」）。
12	荷渡地名 （「荷渡地名」欄）	「荷渡地コード」欄を入力した場合で、荷渡地コードに対する名称がシステムに登録されていない場合は、必須入力する。
13	販売者コード （「販売者コード」欄）	輸出入者コード又は法人番号を有する販売者の場合は、輸出入者コード又は法人番号を入力する。
14	販売者名 （「販売者名」欄）	次のいずれかに該当する場合は、販売者名を必須入力する。 ① 「販売者コード」欄を入力しなかったとき。 ② 「販売者コード」欄に関連付けのない法人番号を入力したとき。
販売者の住所について、連続して入力する場合は、15 の項目に入力し、分割して入力する場合は、以下 16 から 19 までの項目に入力（具体的な入力方法については、この章第 1 節別紙 6（住所の入力方法）参照）する。		
15	販売者住所（連続入力） （「販売者住所（連続入力）」欄）	(1) 「販売者コード」欄を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、販売者の住所を入力する。 (2) 分割された販売者住所に入力がある場合は、入力不可。
16	販売者住所 1 / 4 （「販売者住所 1 / 4」欄）	(1) 「販売者コード」欄を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、販売者の住所を入力する。 (2) 「販売者住所（連続入力）」欄に入力がある場合は、入力不可。
17	販売者住所 2 / 4 （「販売者住所 2 / 4」欄）	(1) 「販売者コード」欄を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、販売者の住所を入力する。 (2) 「販売者住所（連続入力）」欄に入力がある場合は、入力不可。
18	販売者住所 3 / 4 （「販売者住所 3 / 4」欄）	(1) 「販売者コード」欄を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、販売者の住所を入力する。 (2) 「販売者住所（連続入力）」欄に入力がある場合は、入力不可。

項番	項目名 (入力画面)	内 容
19	販売者住所 4 / 4 (「販売者住所 4 / 4」欄)	(1) 「販売者コード」欄を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、販売者の住所を入力する。 (2) 「販売者住所 (連続入力)」欄に入力がある場合は、入力不可。
20	販売者郵便番号 (「販売者郵便番号」欄)	(1) 「販売者コード」欄を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、販売者の郵便番号を入力する (区切り符号は入力しない。) (2) 外国法人の場合であって、桁数が 9 桁を超える場合は、9 桁目までを入力する。
21	販売者国名コード (「販売者国名コード」欄)	(1) 「販売者コード」欄を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、販売者の国を国連 LOCODE (「業務コード集」参照) の国名コードで入力する。 (2) 「ZX」 (保税工場及び総合保税地域)、「ZY」 (指図式) 及び「ZZ」 (不明) については、入力不可。
22	販売者電話番号 (「販売者電話番号」欄)	(1) 「販売者コード」欄を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、販売者の電話番号を市外局番から入力する (区切り符号は入力しない。) (2) 外国法人の場合で桁数が 14 桁を超える場合は、14 桁目までを入力する。
23	依頼受託者 (フォワーダー等) コード (「依頼受託者 (フォワーダー等) コード」欄)	輸出入者コード又は法人番号を有する依頼受託者 (フォワーダー等) の場合は、輸出入者コード又は法人番号を入力する。
24	依頼受託者 (フォワーダー等) 名 (「依頼受託者 (フォワーダー等) 名」欄)	次のいずれかに該当する場合は、依頼受託者 (フォワーダー等) 名を必須入力する。 ① 「依頼受託者 (フォワーダー等) コード」欄を入力しなかったとき。 ② 「依頼受託者 (フォワーダー等) コード」欄に関連付けのない法人番号を入力したとき。
依頼受託者 (フォワーダー等) の住所について、連続して入力する場合は、25 の項目に入力し、分割して入力する場合は、以下 26 から 29 までの項目に入力 (具体的な入力方法については、この章第 1 節別紙 6 (住所の入力方法) 参照) する。		
25	依頼受託者 (フォワーダー等) 住所 (連続入力)	(1) 「依頼受託者 (フォワーダー等) コード」欄を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、依頼受託者 (フォワーダー等) の住所を入力する。 (2) 分割された依頼受託者 (フォワーダー等) 住所に入力がある場合は、入力不可。

項番	項目名 (入力画面)	内 容
	(「依頼受託者(フォワーダー等)住所(連続入力)」欄)	
26	依頼受託者(フォワーダー等)住所1/4 (「依頼受託者(フォワーダー等)住所1/4」欄)	(1) 「依頼受託者(フォワーダー等)コード」欄を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、依頼受託者(フォワーダー等)の住所を入力する。 (2) 「依頼受託者(フォワーダー等)住所(連続入力)」欄に入力がある場合は、入力不可。
27	依頼受託者(フォワーダー等)住所2/4 (「依頼受託者(フォワーダー等)住所2/4」欄)	(1) 「依頼受託者(フォワーダー等)コード」欄を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、依頼受託者(フォワーダー等)の住所を入力する。 (2) 「依頼受託者(フォワーダー等)住所(連続入力)」欄に入力がある場合は、入力不可。
28	依頼受託者(フォワーダー等)住所3/4 (「依頼受託者(フォワーダー等)住所3/4」欄)	(1) 「依頼受託者(フォワーダー等)コード」欄を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、依頼受託者(フォワーダー等)の住所を入力する。 (2) 「依頼受託者(フォワーダー等)住所(連続入力)」欄に入力がある場合は、入力不可。
29	依頼受託者(フォワーダー等)住所4/4 (「依頼受託者(フォワーダー等)住所4/4」欄)	(1) 「依頼受託者(フォワーダー等)コード」欄を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、依頼受託者(フォワーダー等)の住所を入力する。 (2) 「依頼受託者(フォワーダー等)住所(連続入力)」欄に入力がある場合は、入力不可。
30	依頼受託者(フォワーダー等)郵便番号 (「依頼受託者(フォワーダー等)郵便番号」欄)	(1) 「依頼受託者(フォワーダー等)コード」欄を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、依頼受託者(フォワーダー等)の郵便番号を入力する。 (2) 外国法人の場合であって、桁数が9桁を超える場合は、9桁目までを入力する。
31	依頼受託者(フォワーダー等)国名コード (「依頼受託者(フォワーダー等)国名コード」欄)	(1) 「依頼受託者(フォワーダー等)コード」欄を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、依頼受託者(フォワーダー等)の国を国連LOCODE(「業務コード集」参照)の国名コードで入力する。 (2) 「ZX」(保税工場及び総合保税地域)、「ZY」(指図式)及び「ZZ」(不明)については、入力不可。
32	依頼受託者(フォワーダー等)電話番号	(1) 「依頼受託者(フォワーダー等)コード」欄を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、依頼受託者

項番	項目名 (入力画面)	内 容
	(「依頼受託者(フォワーダー等) 電話番号」欄)	(フォワーダー等)の電話番号を市外局番から入力する(区切り符号は入力しない。) (2) 外国法人の場合で桁数が14桁を超える場合は、14桁目までを入力する。
33	荷受人コード (「荷受人コード」欄)	輸出入者コード又は法人番号を有する荷受人の場合は、輸出入者コード又は法人番号を入力する。
34	荷受人名 (「荷受人名」欄)	次のいずれかに該当する場合は、荷受人名を必須入力する。 ① 「荷受人コード」欄を入力しなかったとき。 ② 「荷受人コード」欄に関連付けのない法人番号を入力したとき。
荷受人の住所について、連続して入力する場合は、35の項目に入力し、分割して入力する場合は、以下36から39までの項目に入力(具体的な入力方法については、この章第1節別紙6(住所の入力方法)参照)する。		
35	荷受人住所(連続入力) (「荷受人住所(連続入力)」欄)	(1) 「荷受人コード」欄を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、本欄又は分割された荷受人住所のいずれかに荷受人の住所を必須入力する。 (2) 分割された荷受人住所に入力がある場合は、入力不可。
36	荷受人住所1/4 (「荷受人住所1/4」欄)	(1) 「荷受人コード」欄を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、本欄又は「荷受人住所(連続入力)」欄のいずれかに荷受人の住所を必須入力する。 (2) 「荷受人住所(連続入力)」欄に入力がある場合は、入力不可。
37	荷受人住所2/4 (「荷受人住所2/4」欄)	(1) 「荷受人コード」欄を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、本欄又は「荷受人住所(連続入力)」欄のいずれかに荷受人の住所を必須入力する。 (2) 「荷受人住所(連続入力)」欄に入力がある場合は、入力不可。
38	荷受人住所3/4 (「荷受人住所3/4」欄)	(1) 「荷受人コード」欄を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、本欄又は「荷受人住所(連続入力)」欄のいずれかに荷受人の住所を必須入力する。 (2) 「荷受人住所(連続入力)」欄に入力がある場合は、入力不可。
39	荷受人住所4/4 (「荷受人住所4/4」欄)	(1) 「荷受人コード」欄を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷受人の住所を入力する。 (2) 「荷受人住所(連続入力)」欄に入力がある場合は、入力不可。
40	荷受人郵便番号 (「荷受人郵便番号」欄)	(1) 「荷受人コード」欄を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、荷受人の郵便番号を入力する。 (2) 外国法人の場合であって、桁数が9桁を超える場合は、9桁目までを入力する。
41	荷受人国名コード	(1) 「荷受人コード」欄を入力しなかった場合又は関連付けのない

項番	項目名 (入力画面)	内 容
	(「荷受人国名コード」欄)	法人番号を入力した場合は、荷受人の国名を国連LOCODE (「業務コード集」参照)の国名コードで入力する。 (2)「ZX」(保税工場及び総合保税地域)、「ZY」(指図式) 及び「ZZ」(不明)については、入力不可。
42	荷受人電話番号 (「荷受人電話番号」 欄)	(1)「荷受人コード」欄を入力しなかった場合又は関連付けのない 法人番号を入力した場合は、荷受人の電話番号を市外局番から入 力する(区切り符号は入力しない。) (2)外国法人の場合で桁数が14桁を超える場合は、14桁目までを 入力する。
以下43から52までの項目は、最大2欄まで繰り返し入力することができる。		
43	着荷通知先コード (「着荷通知先コー ド」欄)	輸出入者コード又は法人番号を有する着荷通知先の場合は、輸 出入者コード又は法人番号を入力する。
44	着荷通知先名 (「着荷通知先名」欄)	(1)次のいずれかに該当する場合は、着荷通知先名を必須入力す る。 ①貨物情報の自動登録を行わない場合、かつ、「着荷通知先コー ド」欄に関連付けのない法人番号を入力したとき。 ②貨物情報の自動登録を行う場合で、「着荷通知先コード」欄を 入力しなかったとき(1欄以上)。 ③貨物情報の自動登録を行う場合、かつ、「着荷通知先コード」 欄に関連付けのない法人番号を入力したとき(1欄以上)。 (2)貨物情報の自動登録を行わない場合で、「着荷通知先コード」 欄を入力しなかった場合は、着荷通知先名を入力する。
着荷通知先の住所について、連続して入力する場合は、45の項目に入力し、分割して入力する 場合は、以下46から49までの項目に入力(具体的な入力方法については、この章第1節別紙6 (住所の入力方法)参照)する。		
45	着荷通知先住所(連続 入力) (「着荷通知先住所(連 続入力)」欄)	(1)「着荷通知先コード」欄を入力しなかった場合は、着荷通知先 の住所を入力する。 (2)分割された着荷通知先住所に入力がある場合は、入力不可。
46	着荷通知先住所1/ 4 (「着荷通知先住所1 /4」欄)	(1)「着荷通知先コード」欄を入力しなかった場合は、着荷通知先 の住所を入力する。 (2)「着荷通知先住所(連続入力)」欄に入力がある場合は、入力 不可。
47	着荷通知先住所2/ 4	(1)「着荷通知先コード」欄を入力しなかった場合は、着荷通知先 の住所を入力する。 (2)「着荷通知先住所(連続入力)」欄に入力がある場合は、入力

項番	項目名 (入力画面)	内 容						
	(「着荷通知先住所 2 / 4」欄)	不可。						
48	着荷通知先住所 3 / 4 (「着荷通知先住所 3 / 4」欄)	(1) 「着荷通知先コード」欄を入力しなかった場合は、着荷通知先の住所を必須入力する。 (2) 「着荷通知先住所 (連続入力)」欄に入力がある場合は、入力不可。						
49	着荷通知先住所 4 / 4 (「着荷通知先住所 4 / 4」欄)	(1) 「着荷通知先コード」欄を入力しなかった場合は、着荷通知先の住所を入力する。 (2) 「着荷通知先住所 (連続入力)」欄に入力がある場合は、入力不可。						
50	着荷通知先郵便番号 (「着荷通知先郵便番号」欄)	(1) 「着荷通知先コード」欄を入力しなかった場合は、荷受人の郵便番号を入力する。 (2) 外国法人の場合であって、桁数が 9 桁を超える場合は、9 桁目までを入力する。						
51	着荷通知先国名コード (「着荷通知先国名コード」欄)	(1) 「着荷通知先コード」欄を入力しなかった場合は、着荷通知先の国を国連 LOCODE (「業務コード集」参照) の国名コードで入力する。 (2) 「ZX」 (保税工場及び総合保税地域)、「ZY」 (指図式) 及び「ZZ」 (不明) については、入力不可。						
52	着荷通知先電話番号 (「着荷通知先電話番号」欄)	(1) 「着荷通知先コード」欄を入力しなかった場合は、着荷通知先の電話番号を市外局番から入力する (区切り符号は入力しない。) (2) 外国法人の場合で桁数が 14 桁を超える場合は、14 桁目までを入力する。						
53	荷受人・運送場所識別 (「荷受人・運送場所識別」欄)	次の区分に応じたコードを必須入力する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・貨物の運送先 (注) が荷受人 (輸入者) の住所と同じ場所であり、運送場所の各欄に入力しない場合 ・貨物の運送先が当該貨物の運送契約において定められていない場合</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>上記 1 以外の場合</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 運送先とは、輸入しようとする貨物に係る運送契約において、輸入の許可がされた後に運送される場所として定められているものをいう。なお、一の貨物について経由地を含めて 2 以上の運</p>	区 分	コード	・貨物の運送先 (注) が荷受人 (輸入者) の住所と同じ場所であり、運送場所の各欄に入力しない場合 ・貨物の運送先が当該貨物の運送契約において定められていない場合	1	上記 1 以外の場合	2
区 分	コード							
・貨物の運送先 (注) が荷受人 (輸入者) の住所と同じ場所であり、運送場所の各欄に入力しない場合 ・貨物の運送先が当該貨物の運送契約において定められていない場合	1							
上記 1 以外の場合	2							

項番	項目名 (入力画面)	内 容
		送される場所がある場合には、最後に運送される場所を当該貨物の運送先とする。以下この節において同じ。
54	運送場所の所在地(郵便番号) (「運送場所の所在地(郵便番号)」欄)	(1) 「荷受人・運送場所識別」欄に「1」を入力した場合は、入力不可。 (2) 「荷受人・運送場所識別」欄に「2」を入力した場合は、運送先の郵便番号を入力する(区切り符号は入力しない。)
運送場所の所在地について分割して入力する場合は、以下 55 から 58 までの項目に入力(具体的な入力方法については、この章第 1 節別紙 6 (住所の入力方法) 参照) し、連続して入力する場合は 59 の項目に入力する。		
55	運送場所の所在地 1 (都道府県名) (「運送場所の所在地 1 (都道府県名)」欄)	(1) 「荷受人・運送場所識別」欄に「1」を入力した場合は、入力不可。 (2) 「荷受人・運送場所識別」欄に「2」を入力した場合は、本欄又は「運送場所の所在地(連続入力)」欄のいずれかを必須入力する。
56	運送場所の所在地 2 (市区町村(行政区名)) (「運送場所の所在地 2 (市区町村(行政区名))」欄)	(1) 「荷受人・運送場所識別」欄に「1」を入力した場合は、入力不可。 (2) 「荷受人・運送場所識別」欄に「2」を入力した場合は、本欄又は「運送場所の所在地(連続入力)」欄のいずれかを必須入力する。
57	運送場所の所在地 3 (町域名・番地) (「運送場所の所在地 3 (町域名・番地)」欄)	(1) 「荷受人・運送場所識別」欄に「1」を入力した場合は、入力不可。 (2) 「荷受人・運送場所識別」欄に「2」を入力した場合は、本欄又は「運送場所の所在地(連続入力)」欄のいずれかを必須入力する。
58	運送場所の所在地 4 (ビル名ほか) (「運送場所の所在地 4 (ビル名ほか)」欄)	(1) 「荷受人・運送場所識別」欄に「1」を入力した場合は、入力不可。 (2) 「荷受人・運送場所識別」欄に「2」を入力した場合は、入力する。
59	運送場所の所在地(連続)	(1) 「荷受人・運送場所識別」欄に「1」を入力した場合は、入力

項番	項目名 (入力画面)	内 容						
	入力) (「運送場所の所在地(連続入力)」欄)	不可。 (2) 「荷受人・運送場所識別」欄に「2」を入力した場合で、本欄又は分割された運送場所の所在地のいずれかを必須入力する。						
60	名称等識別 (「名称等識別」欄)	(1) 「荷受人・運送場所識別」欄に「1」を入力した場合は、入力不可。 (2) 「荷受人・運送場所識別」欄に「2」を入力した場合は、次の区分に応じたコードを必須入力する。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「運送場所の名称等」欄に「運送先の場所の名称」を入力する場合</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>「運送場所の名称等」欄に「運送先において貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称」を入力する場合</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	「運送場所の名称等」欄に「運送先の場所の名称」を入力する場合	1	「運送場所の名称等」欄に「運送先において貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称」を入力する場合	2
区 分	コード							
「運送場所の名称等」欄に「運送先の場所の名称」を入力する場合	1							
「運送場所の名称等」欄に「運送先において貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称」を入力する場合	2							
61	運送場所の名称等 (「運送場所の名称等」欄)	(1) 「荷受人・運送場所識別」欄に「1」を入力した場合は、入力不可。 (2) 「荷受人・運送場所識別」欄に「2」を入力した場合は、荷受人(輸入者)の住所以外の運送先に係る名称等を必須入力する。						
62	運送場所の電話番号 (「運送場所の電話番号」欄)	(1) 「荷受人・運送場所識別」欄に「1」を入力した場合は、入力不可。 (2) 「荷受人・運送場所識別」欄に「2」を入力した場合は、荷受人(輸入者)の住所以外の運送先に係る電話番号を市外局番から入力する(区切り符号は入力しない)。						
63	プラットフォーム等コード (「プラットフォーム等コード」欄)	通信販売において利用されたプラットフォームの名称等に当たるプラットフォーム等コード(業務コード集参照)を必須入力する。 (注) プラットフォーム等コードの入力に際して、該当のコードがない場合は、バスケットコード(例: ZZZZZZ等、末尾3桁が「ZZZ」のもの)を入力する。						
64	プラットフォーム名等 (「プラットフォーム名等」欄)	「プラットフォーム等コード」欄にバスケットコードを入力した場合は、該当するプラットフォームの名称等を必須入力する。						
65	代表品目番号 (「代表品目番号」欄)	貨物の代表品目番号をHSコード(6桁又は4桁)より入力する。						
66	記号番号 (「記号番号」欄)	貨物情報の自動登録を行う場合、貨物の記号及び番号を必須入力する。						
67	個数 (「個数」欄)	(1) 貨物の外装個数を必須入力する。 (2) 「0」は入力不可。 (3) 小数点以下は入力不可。						

項番	項目名 (入力画面)	内 容
		※個数により入力できない場合は、「1」を入力する。
68	個数単位コード (「個数単位コード」欄)	個数の単位を包装種類コード(「業務コード集」参照)で必須入力する。
69	総重量 (「総重量」欄)	(1) 貨物の総重量を必須入力する。 (2) 「0」は入力不可。 (3) 小数点以下第3位まで入力することができる。
70	重量単位コード (「重量単位コード」欄)	重量の単位を数量単位コード(総重量及び総容積)(「業務コード集」参照)で必須入力する。
71	ネット重量 (「ネット重量」欄)	(1) 貨物のネット重量を必須入力する。 (2) 「0」は入力不可。 (3) 小数点以下第3位まで入力することができる。
72	重量単位コード (「重量単位コード」欄)	重量の単位を数量単位コード(総重量及び総容積)(「業務コード集」参照)で必須入力する。
73	容積 (「容積」欄)	(1) 貨物の容積を入力する。 (2) 「0」は入力不可。 (3) 小数点以下第3位まで入力することができる。
74	容積単位コード (「容積単位コード」欄)	「容積」欄を入力した場合は、容積の単位を数量単位コード(総重量及び総容積)(「業務コード集」参照)で必須入力する。
75	原産国コード (「原産国コード」欄)	貨物の原産地を国連LOCODE(「業務コード集」参照)の国名コードで必須入力する。
76	特殊貨物コード (「特殊貨物コード」欄)	貨物に特殊貨物が含まれる場合は、SPC(特殊貨物)コード(「業務コード集」参照)で入力する。
77	海上運賃(フレート) (「海上運賃(フレート)」欄)	(1) 海上運賃通貨種別コードが「JPY」以外の場合は、小数点以下第2位まで入力できる。 (2) 海上運賃通貨種別コードが「JPY」の場合は、小数点以下入力不可。
78	海上運賃通貨種別コード (「海上運賃通貨種別コード」欄)	「海上運賃(フレート)」欄を入力した場合は、海上運賃の通貨種別を通貨コード(「業務コード集」参照)で必須入力する。
79	記事 (「記事」欄)	貨物に関する事項を入力する。
80	入港(予定)年月日 (「入港(予定)年月日」欄)	積載船舶が船卸港に入港する年月日を西暦(8桁)で必須入力する。
81	船卸港コード	船卸港について次のとおり必須入力する。

項番	項目名 (入力画面)	内 容
	(「船卸港コード」欄)	<p>① 船卸港の地域コードが国連LOCODE（「業務コード集」参照）に掲載されている場合は、国名コード（2桁）及び地域コード（3桁）を入力する（例：横浜港の場合、「JPYOK」）。</p> <p>② 国連LOCODE（「業務コード集」参照）に船卸港の地域コード（3桁）が掲載されていない場合は、国名コードに「ZZZ」を付したコードを入力（例：「JPZZZ」）し、港名を「記事」欄に入力する。</p>
82	積出地コード (「積出地コード」欄)	<p>積出地について次のとおり入力する。</p> <p>① 積出地が国連LOCODE（「業務コード集」参照）に掲載されている場合は、国名コード（2桁）及び地域コード（3桁）を入力する（例：韓国の釜山港の場合は、「KR PUS」）。</p> <p>② 国連LOCODE（「業務コード集」参照）に積出地の国名コードは掲載されているものの、地域コードは掲載されていない場合は、国名コード（2桁）に「ZZZ」を加えて入力する（例：韓国の場合、「KRZZZ」）。</p> <p>③ 国連LOCODE（「業務コード集」参照）に積出地の国名コード2桁）及び地域コード（3桁）がともに掲載されていない場合は、「ZZZZZ」を入力する。</p>
83	積出地名 (「積出地名」欄)	積出地コードに対する名称がシステムに登録されていない場合は、必須入力する。
84	集荷都市コード (「集荷都市コード」欄)	<p>集荷都市について次のとおり必須入力する。</p> <p>① 集荷都市が国連LOCODE（「業務コード集」参照）に掲載されている場合は、国名コード（2桁）及び地域コード（3桁）を入力する（例：韓国の釜山の場合は、「KR PUS」）。</p> <p>② 国連LOCODE（「業務コード集」参照）に集荷都市の国名コードは掲載されているものの、地域コードは掲載されていない場合は、国名コード（2桁）に「ZZZ」を加えて入力する（例：韓国の場合、「KRZZZ」）。</p> <p>③ 国連LOCODE（「業務コード集」参照）に集荷都市の国名コード（2桁）及び地域コード（3桁）がともに掲載されていない場合は、「ZZZZZ」を入力する。</p>
85	集荷都市名 (「集荷都市名」欄)	集荷都市コードに対する名称がシステムに登録されていない場合は、必須入力する。
<p>以下 86 の項目については、「海上小口貨物に係る簡易通関について（令和 6 年 6 月 11 日財関第 587 号）」に規定する「その他税関が認める情報」について税関と利用者があらかじめ調整した内容に基づき入力する。</p>		

項番	項目名 (入力画面)	内 容
86	項目 1 から項目 10 (「項目 1」欄から「項目 10」欄)	項目 1 から項目 10 については、利用者毎に使用する項目や入力条件が異なるため、あらかじめ税関と調整した内容に基づき入力する。

(2) 出力情報

イ SKA業務における出力情報

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
混載貨物事前情報 登録完了通知	SAS1660	通知先（申告予定者）に利用者が入力されている場合。	通知先（申告予定者）に入力された利用者

ロ SKA業務後の内部処理における出力情報

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
ハウスB/L貨物 登録情報	SAS0711	混載子B/Lを1件以上登録した場合。	登録者 混載仕分けを行う保税地域（注）
エラー通知情報 (ハウスB/L貨物 物情報自動登録)	SAS1650	なし。	登録者

（注）システム参加保税地域以外の場合は配信しない。

2 海上簡易輸入申告

(1) 海上簡易輸入申告の登録

海上簡易輸入申告を行う者又はその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）は、「海上簡易輸入申告」業務（業務コード：SDC）を利用して、次の事項を入力し送信することにより、海上簡易輸入申告をシステムに登録する。

なお、通関業者が海上簡易輸入申告をシステムに登録する場合は、通関士が申告内容を審査したうえでシステムに登録する。

また、海上簡易輸入申告の予備申告については、後記4（予備申告）による。

◎ 留意事項

次の項目については、システムに登録されている事前情報と一致している必要があることから留意すること。

- ・ハウスB/L番号（「ハウスB/L番号*」欄）

項番	項目名 (入力画面)	内 容
1	申告番号 (「申告番号」欄)	入力不可

項番	項目名 (入力画面)	内 容														
2	申告条件 (「申告条件」欄)	<p>次の区分に応じたコードを入力する。</p> <table border="1" data-bbox="692 300 1485 647"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常申告</td> <td>(入力しない。)</td> </tr> <tr> <td>開庁時申告</td> <td>K</td> </tr> <tr> <td>搬入時申告</td> <td>I</td> </tr> <tr> <td>予備申告後の本申告</td> <td>H (注)</td> </tr> <tr> <td>予備申告 (貨物搬入時本申告自動起動)</td> <td>Z (注)</td> </tr> <tr> <td>予備申告 (本申告手動起動)</td> <td>T (注)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 後記4 (予備申告) により予備申告を行う場合に限る。</p>	区 分	コード	通常申告	(入力しない。)	開庁時申告	K	搬入時申告	I	予備申告後の本申告	H (注)	予備申告 (貨物搬入時本申告自動起動)	Z (注)	予備申告 (本申告手動起動)	T (注)
区 分	コード															
通常申告	(入力しない。)															
開庁時申告	K															
搬入時申告	I															
予備申告後の本申告	H (注)															
予備申告 (貨物搬入時本申告自動起動)	Z (注)															
予備申告 (本申告手動起動)	T (注)															
3	申告先種別コード (「申告先種別」欄)	<p>次の区分に応じたコードを入力する。</p> <table border="1" data-bbox="692 748 1267 1043"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般申告 (緊急通関貨物)</td> <td>R</td> </tr> <tr> <td>一般申告 (特別通関貨物)</td> <td>T</td> </tr> <tr> <td>自由化申告 (緊急通関貨物)</td> <td>E (注)</td> </tr> <tr> <td>横持ち申告</td> <td>Y</td> </tr> <tr> <td>横持ち申告 (緊急通関貨物)</td> <td>K</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「E」(自由化申告 (緊急通関貨物)) は横持ち申告を除く自由化申告の緊急通関貨物の場合に入力する。</p>	区 分	コード	一般申告 (緊急通関貨物)	R	一般申告 (特別通関貨物)	T	自由化申告 (緊急通関貨物)	E (注)	横持ち申告	Y	横持ち申告 (緊急通関貨物)	K		
区 分	コード															
一般申告 (緊急通関貨物)	R															
一般申告 (特別通関貨物)	T															
自由化申告 (緊急通関貨物)	E (注)															
横持ち申告	Y															
横持ち申告 (緊急通関貨物)	K															
4	識別符号 (「識別符号」欄)	<p>次の区分に応じたコードを入力する。</p> <table border="1" data-bbox="667 1196 1275 1395"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人 (法人番号を有する者)</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>法人番号を有しない者及び個人</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 当該項目を入力しない場合であって、「輸入者」欄左に法人番号又は法人番号と関連付けられている J A S T P R O コード若しくは税関発給コードを入力したときは、システムにより自動的に「1」(法人 (法人番号を有する者)) が出力される。</p>	区 分	コード	法人 (法人番号を有する者)	1	法人番号を有しない者及び個人	2	不明	3						
区 分	コード															
法人 (法人番号を有する者)	1															
法人番号を有しない者及び個人	2															
不明	3															
5	あて先官署コード (「あて先官署」欄)	(1) 「通関予定蔵置場」欄への入力内容に基づき、当該蔵置場を管轄する税関官署の税関官署コード(「業務コード集」参照)がシステムにより自動的に出力される。ただし、「申告先種別」欄に「T」(一般申告 (特別通関貨物)) を入力した場合は、当該官署の開庁時間外の申告を受け付ける税関官署の税関官署コード(「業務コード集」参照)がシステムにより自動的に出力される。														

項番	項目名 (入力画面)	内 容
		<p>(2) 本業務の入力者の利用者コードについて、申告先官署コードがシステムに登録されている場合は、システムに登録されている税関官署の税関官署コード（「業務コード集」参照）が(1)に優先してシステムにより自動的に出力される。</p> <p>(3) 税関の指示により、システムにより自動的に出力された税関官署以外の税関官署に申告先を変更する場合は、申告先の税関官署コード（「業務コード集」参照）を入力する。</p> <p>(4) 自由化申告の場合は申告先の税関官署コード（「業務コード集」参照）を入力する。</p> <p>(注) 外郵便官署の税関官署コードは入力不可であることから、留意すること。</p>
6	あて先部門コード （「あて先部門」欄）	<p>(1) 「申告先種別」欄に基づいて、システムにより自動的に出力される。</p> <p>(2) 税関の指示により、システムにより自動的に出力された部門以外の部門に申告先を変更する場合は、申告先部門の部門コードを入力する。</p>
7	申告予定年月日 （「申告予定年月日」欄）	<p>(1) 予備申告の場合において、予備申告日の翌日以降に本申告するときは、申告予定年月日を西暦（8桁）で入力する。</p> <p>(2) 当該項目を入力しない場合は、本業務を実施した日がシステムにより自動的に出力される。</p> <p>(3) 予備申告の場合において、予備申告日の翌週以降に本申告するときは、税額計算用換算レートがシステムに登録されている必要がある。</p>
8	輸入者コード （「輸入者」欄左）	<p>(1) 輸出入者コードまたは法人番号を有する輸入者の場合は、輸出入者コードを入力する。なお、枝番（4桁）を入力しない場合はシステムにより自動的に「0000」が補完される。</p> <p>(2) 輸出入者コードを有しない輸入者の場合は、入力を要しない。</p>
9	輸入者名 （「輸入者」欄右）	<p>次のいずれかに該当する場合は、輸入者名を必須入力する。</p> <p>① 「輸入者」欄左を入力しなかったとき。</p> <p>② 「輸入者」欄左に関連付けのない法人番号を入力したとき。</p>
10	郵便番号 （「住所」欄上段左）	<p>(1) 「輸入者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸入者の郵便番号を入力する（区切り符号は入力しない。）。</p> <p>(2) 「輸入者」欄左に輸出入者コード（関連付けのない法人番号を除く。）を入力した場合であっても、システムに登録されている輸入者の郵便番号と異なるときは、当該郵便番号を入力する（区切り符号は入力しない。）。</p>

項番	項目名 (入力画面)	内 容
		(3) 外国法人の場合であって、桁数が7桁を超えるときは、7桁目までを入力する。
<p>輸入者の住所について分割して入力する場合は、以下 11 から 14 までの項目に入力（具体的な入力方法については、この章第 1 節別紙 6（住所の入力方法）参照）し、連続して入力する場合は 16 の項目に入力する。</p>		
11	住所 1（都道府県） （「住所」欄上段中）	<p>(1) 「輸入者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸入者の住所（都道府県）を入力する。</p> <p>(2) 「輸入者」欄左に輸出入者コード（関連付けのない法人番号を除く。）を入力した場合であっても、システムに登録されている輸入者の住所と異なるときは、当該住所（都道府県）を入力する。</p> <p>(3) 外国法人の場合は、国名を入力する。</p>
12	住所 2（市区町村（行政区名）） （「住所」欄上段右）	<p>(1) 「輸入者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸入者の住所（市区町村（行政区名））を入力する。</p> <p>(2) 「輸入者」欄左に輸出入者コード（関連付けのない法人番号を除く。）を入力した場合であっても、システムに登録されている輸入者の住所と異なるときは、当該住所（市区町村（行政区名））を入力する。</p> <p>(3) 外国法人の場合は、州名及び都市名を入力する。</p> <p>(4) 輸入者の住所（市区町村（行政区名））を全て入力することができない場合は、「住所」欄中段に続けて入力する。</p>
13	住所 3（町域名・番地） （「住所」欄中段）	<p>(1) 「輸入者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸入者の住所（町域名及び番地）を入力する。</p> <p>(2) 「輸入者」欄左に輸出入者コード（関連付けのない法人番号を除く。）を入力した場合であっても、システムに登録されている輸入者の住所と異なるときは、当該住所（町域名及び番地）を入力する。</p> <p>(3) 外国法人の場合は、通りの名称等を入力する。</p> <p>(4) 「住所」欄上段右のみでは輸入者の住所（市区町村（行政区名））を全て入力することができない場合は、本欄に続けて入力する。</p> <p>(5) 輸入者の住所（町域名及び番地）を全て入力することができない場合は、次欄に続けて入力する。</p>
14	住所 4（ビル名ほか） （「住所」欄下段）	<p>(1) 「輸入者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸入者の住所（ビル名等）を入力する。</p>

項番	項目名 (入力画面)	内 容
		<p>(2) 「輸入者」欄左に輸出入者コード（関連付けのない法人番号を除く。）を入力した場合であっても、システムに登録されている輸入者の住所と異なるときは、当該住所（ビル名等）を入力する。</p> <p>(3) 「住所」欄中段のみでは輸入者の住所（町域名及び番地）を全て入力することができない場合は、本欄に続けて入力する。</p>
15	輸入者電話番号 (「電話」欄)	<p>(1) 「輸入者」欄左を入力しなかった場合又は関連付けのない法人番号を入力した場合は、輸入者の電話番号を市外局番から入力する（区切り符号は入力しない。）。</p> <p>(2) 「輸入者」欄左に輸出入者コード（関連付けのない法人番号を除く。）を入力した場合であっても、システムに登録されている輸入者の電話番号と異なるときは、当該電話番号を入力する（区切り符号は入力しない。）。</p> <p>(3) 外国法人の場合で桁数が11桁を超えるときは、11桁目までを入力する。</p>
16	輸入者住所 (「住所（一括）」欄)	輸入者の住所を分割せず、連続して入力する場合に入力する。
17	税関事務管理人コード (「税関事務管理人」欄)	<p>税関事務管理人を定めている場合は次による。</p> <p>① 法人番号を有する税関事務管理人の場合は、法人番号を入力する。なお、枝番（4桁）を入力しない場合は、システムにより自動的に「0000」が補完される。</p> <p>② 法人番号を除く輸出入者コードのみを有する税関事務管理人の場合は、当該輸出入者コードを入力する。なお、枝番（4桁）を入力しない場合は、システムにより自動的に「0000」が補完される。</p> <p>③ 輸出入者コードを有しない税関事務管理人の場合は、入力不要。</p>
18	税関事務管理人受理番号 (「受理番号」欄上段)	税関事務管理人を定めている場合は、税関事務管理人受理番号を入力する。
19	税関事務管理人名 (「受理番号」欄下段)	<p>税関事務管理人を定めている場合であって、次のいずれかに該当するときは、税関事務管理人名を入力する。</p> <p>① 「税関事務管理人」欄を入力しなかったとき。</p> <p>② 「税関事務管理人」欄に関連付けのない法人番号を入力したとき。</p>
20	通関予定蔵置場コード (「蔵置場所*」欄)	(1) 保税蔵置場において申告する場合

項番	項目名 (入力画面)	内 容
		通関予定の保税地域を保税地域コード(「業務コード集」参照)で必須入力する。 (2) 他所蔵置場所については入力不可。
21	検査立会者 (「検査立会者」欄)	検査又は貨物確認の立会いを申告者以外の者に委託する場合は、当該受託者の利用者コードを入力する。
22	仕出人コード (「仕出人」欄左)	(1) 海外用輸出入者コードを有する仕出人の場合は、海外用輸出入者コードを入力する。 (2) 海外用輸出入者コードを有しない仕出人の場合は、入力を要しない。
23	仕出人名 (「仕出人」欄右)	「仕出人」欄左を入力しなかった場合は、仕出人名を入力する。
仕出人の住所について分割して入力する場合は、以下 24 から 27 までの項目に入力し、連続して入力する場合は 30 の項目に入力する。		
24	住所 1 (Street and number/P. O. BOX) (「住所」欄上段左)	(1) 「仕出人」欄左を入力しなかった場合は、仕出人の住所(Street and number/P. O. BOX)を入力する。 (2) 「仕出人」欄左を入力した場合であっても、システムに登録されている仕出人の住所と異なるときは、当該住所(Street and number/P. O. BOX)を入力する。
25	住所 2 (Street and number/P. O. BOX) (「住所」欄上段右)	(1) 「仕出人」欄左を入力しなかった場合は、仕出人の住所(Street and number/P. O. BOX)を入力する。 (2) 「仕出人」欄左を入力した場合であっても、システムに登録されている仕出人の住所と異なるときは、当該住所(Street and number/P. O. BOX)を入力する。
26	住所 3 (City name) (「住所」欄中段左)	(1) 「仕出人」欄左を入力しなかった場合は、仕出人の住所(City name)を入力する。 (2) 「仕出人」欄左を入力した場合であっても、システムに登録されている仕出人の住所と異なるときは、当該住所(City name)を入力する。
27	住所 4 (Country sub-entity, name) (「住所」欄中段右)	(1) 「仕出人」欄左を入力しなかった場合は、仕出人の住所(Country sub-entity, name)を入力する。 (2) 「仕出人」欄左を入力した場合であっても、システムに登録されている仕出人の住所と異なるときは、当該住所(Country sub-entity, name)を入力する。
28	郵便番号 (Postcode identification) (「住所」欄下段左)	(1) 「仕出人」欄左を入力しなかった場合は、仕出人の郵便番号を入力する(区切り符号は入力しない。) (2) 「仕出人」欄左を入力した場合であっても、システムに登録されている仕出人の郵便番号と異なるときは、当該郵便番号を

項番	項目名 (入力画面)	内 容
		入力する（区切り符号は入力しない。）。 (3) 仕出人の国に郵便番号が存在しない場合は、入力を要しない。
29	国名コード (Country, coded) (「住所」欄下段右)	(1) 「仕出人」欄左を入力しなかった場合は、仕出人の国を国連LOCODE（「業務コード集」参照）の国名コードで入力する。 (2) 「仕出人」欄左を入力した場合であっても、システムに登録されている仕出人の国名コード（「業務コード集」参照）が異なるときは、当該仕出人の国名コード（「業務コード集」参照）を入力する。 (3) 「JP」（日本）、「ZX」（保税工場及び総合保税地域）、「ZY」（指図式）及び「ZZ」（不明）については、入力不可。
30	仕出人住所 (「住所（一括）」欄)	仕出人の住所を分割せず、連続して入力する場合に入力する。
31	ハウスB/L番号 (「ハウスB/L番号*」欄)	(1) ハウスB/L番号を必須入力する。 (2) 船会社コード（混載貨物用コード）（「業務コード集」参照）+B/L番号の体系で入力する。
32	マスターB/L番号 (最上位) (「マスターB/L番号 (最上位)」欄)	(1) 最上位の親B/L番号を入力する。 (2) 船会社コード(NACCS用船会社コード)（「業務コード集」参照）+B/L番号の体系で入力する。
33	貨物個数 (「貨物個数」欄)	(1) 貨物の外装個数を入力する。 (2) 個数で入力することができない場合は、「1」を入力する。
34	貨物重量 (「貨物重量」欄)	(1) 貨物の総重量をキログラム単位で入力する。 (2) 小数点以下第3位まで入力することができる。
35	記号番号 (「貨物の記号等」欄)	(1) 貨物の記号及び番号を入力する。 (2) 入力が困難な場合は、「AS PER ATTACHED SHEET」と入力し、記号及び番号を記載した用紙を輸入申告等関係書類に添付する。
36	積載船舶コード (「積載船」欄左)	積載船舶の船舶コード（「業務コード集」参照）を入力する。ただし、船舶基本情報がシステムに登録されていない場合は、「9999」を入力する。
37	積載船名 (「積載船」欄右)	(1) 「積載船名」欄左に積載船舶の船舶コード（「業務コード集」参照）を入力した場合であっても、システムに登録されている積載船名を変更するときは、積載船名を入力する。 (2) 「積載船名」欄左に「9999」を入力した場合は、積載船名を入力する。

項番	項目名 (入力画面)	内 容															
38	入港年月日 (「入港年月日」欄)	積載船舶が船卸港に入港した年月日を西暦(8桁)で入力する。															
39	船卸港コード (「船卸港」欄)	<p>船卸港について次のとおり入力する。</p> <p>① 船卸港の地域コードが国連LOCODE(「業務コード集」参照)に掲載されている場合は、地域コード(3桁)を入力する(例:横浜港の場合、「YOK」)。</p> <p>② 船卸港の地域コードが国連LOCODE(「業務コード集」参照)に掲載されていない場合は、「ZZ」に税関コードを加えて入力(例:東京税関の場合、「ZZ1」)、港名を「記事」欄に入力する。</p> <p>③ 船卸港が不明の場合は、「ZZZ」を入力し、港名を「記事」欄に入力する。</p>															
40	積出地コード (「積出地」欄)	<p>積出地について次のとおり入力する。</p> <p>① 積出地が国連LOCODE(「業務コード集」参照)に掲載されている場合は、国名コード(2桁)及び地域コード(3桁)を入力する(例:韓国の釜山港の場合は、「KR PUS」)。</p> <p>② 国連LOCODE(「業務コード集」参照)に積出地の国名コードは掲載されているものの、地域コードは掲載されていない場合は、国名コード(2桁)に「ZZZ」を加えて入力する(例:韓国の場合、「KRZZZ」)。</p> <p>③ 国連LOCODE(「業務コード集」参照)に積出地の国名コード及び地域コードがともに掲載されていない場合は、「ZZZZZ」を入力する。</p>															
41	インボイス価格区分コード (「仕入書価格」欄左)	<p>次の区分に応じたコードを入力する。</p> <table border="1" data-bbox="667 1435 1492 2011"> <thead> <tr> <th data-bbox="667 1435 938 1480">区 分</th> <th data-bbox="938 1435 1050 1480">コード</th> <th data-bbox="1050 1435 1492 1480">説 明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="667 1480 938 1585">有償貨物についてのインボイス等価格</td> <td data-bbox="938 1480 1050 1585">A</td> <td data-bbox="1050 1480 1492 1585">決済金額をいう。 なお、内取通関の場合は、内取分の価格をいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 1585 938 1659">無償貨物についてのインボイス等価格</td> <td data-bbox="938 1585 1050 1659">B</td> <td data-bbox="1050 1585 1492 1659">無償貨物について、採用したインボイス等価格をいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 1659 938 1928">有償貨物についてのインボイス等価格に無償貨物についての価格を加えた価格</td> <td data-bbox="938 1659 1050 1928">C</td> <td data-bbox="1050 1659 1492 1928">有償無償混在貨物で、有償貨物についての価格が「A」(有償貨物についてのインボイス等価格)と同条件で、かつ、無償貨物についての価格が「B」(無償貨物についてのインボイス等価格)と同条件の場合をいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 1928 938 2011">A、B、C以外の価格</td> <td data-bbox="938 1928 1050 2011">D</td> <td data-bbox="1050 1928 1492 2011">他の区分に該当しない価格をいう。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	コード	説 明	有償貨物についてのインボイス等価格	A	決済金額をいう。 なお、内取通関の場合は、内取分の価格をいう。	無償貨物についてのインボイス等価格	B	無償貨物について、採用したインボイス等価格をいう。	有償貨物についてのインボイス等価格に無償貨物についての価格を加えた価格	C	有償無償混在貨物で、有償貨物についての価格が「A」(有償貨物についてのインボイス等価格)と同条件で、かつ、無償貨物についての価格が「B」(無償貨物についてのインボイス等価格)と同条件の場合をいう。	A、B、C以外の価格	D	他の区分に該当しない価格をいう。
区 分	コード	説 明															
有償貨物についてのインボイス等価格	A	決済金額をいう。 なお、内取通関の場合は、内取分の価格をいう。															
無償貨物についてのインボイス等価格	B	無償貨物について、採用したインボイス等価格をいう。															
有償貨物についてのインボイス等価格に無償貨物についての価格を加えた価格	C	有償無償混在貨物で、有償貨物についての価格が「A」(有償貨物についてのインボイス等価格)と同条件で、かつ、無償貨物についての価格が「B」(無償貨物についてのインボイス等価格)と同条件の場合をいう。															
A、B、C以外の価格	D	他の区分に該当しない価格をいう。															

項番	項目名 (入力画面)	内 容																																																									
42	インボイス価格条件コード (「仕入書価格」欄中左)	<p data-bbox="691 259 1153 293">次の区分に応じたコードを入力する。</p> <table border="1" data-bbox="691 297 1273 1240"> <thead> <tr> <th data-bbox="691 297 810 349"></th> <th data-bbox="810 297 1078 349">区 分</th> <th data-bbox="1078 297 1273 349">コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td data-bbox="691 349 810 400">①</td><td data-bbox="810 349 1078 400">F O B 価格</td><td data-bbox="1078 349 1273 400">F O B</td></tr> <tr><td data-bbox="691 400 810 452">②</td><td data-bbox="810 400 1078 452">C & I 価格</td><td data-bbox="1078 400 1273 452">C & I</td></tr> <tr><td data-bbox="691 452 810 504">③</td><td data-bbox="810 452 1078 504">C & F 価格</td><td data-bbox="1078 452 1273 504">C & F</td></tr> <tr><td data-bbox="691 504 810 555">④</td><td data-bbox="810 504 1078 555">C I F 価格</td><td data-bbox="1078 504 1273 555">C I F</td></tr> <tr><td data-bbox="691 555 810 607">⑤</td><td data-bbox="810 555 1078 607">E X W 価格</td><td data-bbox="1078 555 1273 607">E X W</td></tr> <tr><td data-bbox="691 607 810 658">⑥</td><td data-bbox="810 607 1078 658">F C A 価格</td><td data-bbox="1078 607 1273 658">F C A</td></tr> <tr><td data-bbox="691 658 810 710">⑦</td><td data-bbox="810 658 1078 710">F A S 価格</td><td data-bbox="1078 658 1273 710">F A S</td></tr> <tr><td data-bbox="691 710 810 761">⑧</td><td data-bbox="810 710 1078 761">D A P 価格</td><td data-bbox="1078 710 1273 761">D A P</td></tr> <tr><td data-bbox="691 761 810 813">⑨</td><td data-bbox="810 761 1078 813">D A F 価格</td><td data-bbox="1078 761 1273 813">D A F</td></tr> <tr><td data-bbox="691 813 810 864">⑩</td><td data-bbox="810 813 1078 864">D E S 価格</td><td data-bbox="1078 813 1273 864">D E S</td></tr> <tr><td data-bbox="691 864 810 916">⑪</td><td data-bbox="810 864 1078 916">D D U 価格</td><td data-bbox="1078 864 1273 916">D D U</td></tr> <tr><td data-bbox="691 916 810 967">⑫</td><td data-bbox="810 916 1078 967">D P U 価格</td><td data-bbox="1078 916 1273 967">D P U</td></tr> <tr><td data-bbox="691 967 810 1019">⑬</td><td data-bbox="810 967 1078 1019">D A T 価格</td><td data-bbox="1078 967 1273 1019">D A T</td></tr> <tr><td data-bbox="691 1019 810 1070">⑭</td><td data-bbox="810 1019 1078 1070">D E Q 価格</td><td data-bbox="1078 1019 1273 1070">D E Q</td></tr> <tr><td data-bbox="691 1070 810 1122">⑮</td><td data-bbox="810 1070 1078 1122">D D P 価格</td><td data-bbox="1078 1070 1273 1122">D D P</td></tr> <tr><td data-bbox="691 1122 810 1173">⑯</td><td data-bbox="810 1122 1078 1173">C F R 価格</td><td data-bbox="1078 1122 1273 1173">C F R</td></tr> <tr><td data-bbox="691 1173 810 1225">⑰</td><td data-bbox="810 1173 1078 1225">C P T 価格</td><td data-bbox="1078 1173 1273 1225">C P T</td></tr> <tr><td data-bbox="691 1225 810 1276">⑱</td><td data-bbox="810 1225 1078 1276">C I P 価格</td><td data-bbox="1078 1225 1273 1276">C I P</td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="679 1249 1489 1375">(注1) ①から④までのいずれかのコードを入力した場合は、インボイス価格、運賃及び保険に関する項目に入力した内容から課税価格が自動計算により算出される。</p> <p data-bbox="679 1395 1489 1570">(注2) 上表の区分のうち⑤から⑱までのいずれかのコードを入力した場合は、自動計算による課税価格が算出されないことから、手計算により算出した課税価格の総額を「課税価格」欄に入力する。</p> <p data-bbox="679 1590 1489 1861">(注3) インボイス等による価格条件が上表の区分のうち①から④までのいずれにも該当しない場合であっても、自動計算により課税価格を算出させたいときは、①から④までのうちいずれか類似のコードを入力し、インボイス上の金額について当該入力した価格条件に応じて補正した額をインボイス価格等欄に入力する。</p> <p data-bbox="746 1877 1489 1955">なお、この場合は、実際取引の価格条件は「記事」欄に入力する。</p>		区 分	コード	①	F O B 価格	F O B	②	C & I 価格	C & I	③	C & F 価格	C & F	④	C I F 価格	C I F	⑤	E X W 価格	E X W	⑥	F C A 価格	F C A	⑦	F A S 価格	F A S	⑧	D A P 価格	D A P	⑨	D A F 価格	D A F	⑩	D E S 価格	D E S	⑪	D D U 価格	D D U	⑫	D P U 価格	D P U	⑬	D A T 価格	D A T	⑭	D E Q 価格	D E Q	⑮	D D P 価格	D D P	⑯	C F R 価格	C F R	⑰	C P T 価格	C P T	⑱	C I P 価格	C I P
	区 分	コード																																																									
①	F O B 価格	F O B																																																									
②	C & I 価格	C & I																																																									
③	C & F 価格	C & F																																																									
④	C I F 価格	C I F																																																									
⑤	E X W 価格	E X W																																																									
⑥	F C A 価格	F C A																																																									
⑦	F A S 価格	F A S																																																									
⑧	D A P 価格	D A P																																																									
⑨	D A F 価格	D A F																																																									
⑩	D E S 価格	D E S																																																									
⑪	D D U 価格	D D U																																																									
⑫	D P U 価格	D P U																																																									
⑬	D A T 価格	D A T																																																									
⑭	D E Q 価格	D E Q																																																									
⑮	D D P 価格	D D P																																																									
⑯	C F R 価格	C F R																																																									
⑰	C P T 価格	C P T																																																									
⑱	C I P 価格	C I P																																																									

項番	項目名 (入力画面)	内 容		
		(注4) インボイス等による価格条件がいずれの区分にも該当しない場合は、いずれか類似する区分のコードを入力し、他の項目については注2又は注3に準じて入力する。		
43	インボイス通貨コード (「仕入書価格」欄中右)	インボイス等の通貨種別を通貨コード(「業務コード集」参照)で入力する。		
44	インボイス価格 (「仕入書価格」欄右)	(1) 「仕入書価格」欄左に入力したコードに対応する価格を入力する。 (2) 通貨種別が「JPY」以外の場合は、小数点以下第2位(第3位を四捨五入)まで入力することができる。		
45	運賃区分コード (「運賃」欄左)	次の区分に応じたコードを入力する。		
	区 分	コード	説 明	
	B/L上の運賃全額	A	通常は、チャージコレクトの場合の運賃をいう。 プリペイドの場合の運賃であってもよいが、「仕入書価格」欄左には「B」(無償貨物についてのインボイス等価格)又は「D」(A、B、C以外の価格)を入力することとなる。	
	差額運賃又はその他の区分に該当しない運賃	E	(1) インボイス等上の運賃より実際の運賃が上まわっている場合の差額運賃をいう。 (2) 仕入書等上の運賃(インボイス価格区分コードが「D」(A、B、C以外の価格)との組合せで用いられる。)等、前記「A」(B/L上の運賃全額)に該当しない運賃をいう。	
46	運賃通貨コード (「運賃」欄中)	運賃の通貨種別を通貨コード(「業務コード集」参照)で入力する。		
47	運賃 (「運賃」欄右)	(1) 「運賃」欄左に入力した運賃区分コードに対応する運賃を入力する。 (2) 「運賃」欄中に「JPY」以外を入力した場合は、小数点以下第2位(第3位を四捨五入)まで入力することができる。 (3) 「仕入書価格」欄中左に入力したインボイス価格条件コードが「C&F」又は「CIF」の場合で、インボイス等上の運賃より実際の運賃が上回っているときは、その差額分の運賃を入力する。		
48	保険区分コード (「保険」欄左)	次の区分に応じたコードを入力する。		
	区 分	コード	説 明	
	個別保険のもの	A	課税価格に算入すべき保険料を全て含む。 ただし、ハウスB/L上に記載されている保険料は、運賃として取り扱う。	

項番	項目名 (入力画面)	内 容	
		保険料不明（税関長公示額により保険料を自動計算）	C 税関長公示額による保険料（公示額に基づき保険料の額がシステムにより自動的に算出される。）。
		付保していないもの	D 「仕入書価格」欄中左に入力したインボイス価格条件コードが「C&F」又は「F O B」で、付保していない場合に限る。 区分コード以外は、入力を要しない。
		保険料不明（保険率表等に基づき、保険料を入力）	E 保険率表等の資料に基づき手計算により算出した保険料。
(注)「仕入書価格」欄中左に「C I F」又は「C & I」を入力した場合は、入力不可。			
49	保険通貨コード (「保険」欄中)	「保険」欄左に「A」（個別保険のもの）又は「E」（保険料不明（保険率表等に基づき、保険料を入力））を入力した場合は、保険料の通貨種別を通貨コード（「業務コード集」参照）で入力する。 「保険」欄左に「C」（保険料不明（税関長公示額により保険料を自動計算））又は「D」（付保していないもの）を入力した場合は、入力不可。	
50	保険金額 (「保険」欄右)	(1) 「保険」欄左に「A」（個別保険のもの）を入力した場合は、保険料の額を入力する。 (2) 「保険」欄左に「E」（保険料不明（保険率表等に基づき、保険料を入力））を入力した場合は、保険率表等に基づき手計算により算出した保険料を入力する。 (3) 通貨種別が「J P Y」以外の場合は、小数点以下第2位（第3位を四捨五入）まで入力することができる。	
51	品名 (「品名*」欄)	インボイス等に記載されている品名を必須入力する。	
52	原産地コード (「原産地*」欄)	当該貨物に係る原産地を国名コード（「業務コード集」参照）で必須入力する。 なお、「J P」（日本）は入力することができないことから、再輸入品の場合は統計基本通達7-2(2)（国別の選定基準）ただし書きの規定により、積出国の国名コード（「業務コード集」参照）を入力する。	
53	課税価格	(1) 自動計算によらず、手計算により課税価格を算出した場合は、	

項番	項目名 (入力画面)	内 容										
	(「課税価格」欄)	当該価格を邦貨で入力する。 (2) 「仕入書価格」欄中左に「F O B」、「C & F」、「C & I」又は「C I F」以外を入力した場合は、必須入力する。										
54	運送場所識別 (「運送場所識別*」欄)	次の区分に応じたコードを必須入力する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貨物の運送先が輸入者の住所と同じである場合</td> <td style="text-align: center;">C</td> </tr> <tr> <td>貨物の運送先が当該貨物の運送契約において定められていない場合</td> <td style="text-align: center;">N</td> </tr> <tr> <td>貨物の運送先が輸入者の住所以外に1箇所ある場合</td> <td style="text-align: center;">T</td> </tr> <tr> <td>貨物の運送先が輸入者の住所以外に複数箇所ある場合</td> <td style="text-align: center;">M</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「M」を入力した場合、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る所在地及び名称等を後記項番 55 から 63 の項目に入力し、その他の運送先については、一覧にして後記(3) (海上簡易輸入申告に係る運送先一覧表及び関係書類の提出) により提出を行う。</p>	区 分	コード	貨物の運送先が輸入者の住所と同じである場合	C	貨物の運送先が当該貨物の運送契約において定められていない場合	N	貨物の運送先が輸入者の住所以外に1箇所ある場合	T	貨物の運送先が輸入者の住所以外に複数箇所ある場合	M
区 分	コード											
貨物の運送先が輸入者の住所と同じである場合	C											
貨物の運送先が当該貨物の運送契約において定められていない場合	N											
貨物の運送先が輸入者の住所以外に1箇所ある場合	T											
貨物の運送先が輸入者の住所以外に複数箇所ある場合	M											
55	運送場所の所在地(郵便番号) (「所在地」欄上段左)	(1) 「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る郵便番号を入力する(区切り符号は入力しない。) (2) 「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る郵便番号を入力する(区切り符号は入力しない。) (3) 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要。 (4) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。										
運送場所の所在地について分割して入力する場合は、以下 56 から 59 までの項目に入力(具体的な入力方法については、この章第1節別紙6(住所の入力方法)参照)し、連続して入力する場合は 60 の項目に入力する。												
56	運送場所の所在地1(都道府県名) (「所在地」欄上段中)	(1) 「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る住所(都道府県)を入力する (2) 「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る住所(都道府県)を入力する。 (3) 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要(入力する場合、項番 11「住所1(都道府県)」と同じ内容であること。) (4) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。										
57	運送場所の所在地2(市区町村(行政区名))	(1) 「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る住所(市区町村(行政区名))を入力する										

項番	項目名 (入力画面)	内 容						
	(「所在地」欄上段右)	<p>(2) 「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る住所（市区町村（行政区名））を入力する。</p> <p>(3) 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要（入力する場合、項番 12「住所 2（市区町村（行政区名）」）と同じ内容であること。）。</p> <p>(4) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。</p>						
58	運送場所の所在地 3（町域名・番地） （「所在地」欄中段）	<p>(1) 「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る住所（町域名及び番地）を入力する</p> <p>(2) 「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る住所（町域名及び番地）を入力する。</p> <p>(3) 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要（入力する場合、項番 13「住所 3（町域名及び番地）」と同じ内容であること。）。</p> <p>(4) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。</p>						
59	運送場所の所在地 4（ビル名ほか） （「所在地」欄下段）	<p>(1) 「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合で、「所在地」欄中段のみでは運送先に係る住所（町域名及び番地）を全て入力することができないときは、本欄に続けて運送先に係る住所（ビル名等）を入力する。</p> <p>(2) 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要（入力する場合、項番 14「住所 4（ビル名ほか）」と同じ内容であること。）。</p> <p>(3) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。</p>						
60	運送場所の所在地 （「所在地（一括）欄」）	<p>(1) 「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合で、運送場所の住所を分割せず、連続して入力する場合に入力する。</p> <p>(2) 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要（入力する場合、項番 16「輸入者住所」と同じ内容であること。）。</p> <p>(3) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。</p>						
61	名称等識別 （「名称等」欄左）	<p>(1) 「運送場所識別」欄に「T」又は「M」を入力した場合は、次の区分に応じたコードを必須入力する。</p> <table border="1" data-bbox="667 1749 1477 1995"> <thead> <tr> <th data-bbox="667 1749 1347 1798">区 分</th> <th data-bbox="1347 1749 1477 1798">コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="667 1798 1347 1899">「名称等」欄右に「運送先の場所の名称」を入力する場合</td> <td data-bbox="1347 1798 1477 1899">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 1899 1347 1995">「名称等」欄右に「運送先において貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称」を入力する場合</td> <td data-bbox="1347 1899 1477 1995">2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要。</p>	区 分	コード	「名称等」欄右に「運送先の場所の名称」を入力する場合	1	「名称等」欄右に「運送先において貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称」を入力する場合	2
区 分	コード							
「名称等」欄右に「運送先の場所の名称」を入力する場合	1							
「名称等」欄右に「運送先において貨物の引渡しを受ける者の氏名又は名称」を入力する場合	2							

項番	項目名 (入力画面)	内 容
		(3) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。
62	運送場所の名称等 (「名称等」欄右)	(1) 「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る名称等を必須入力する。 (2) 「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る名称等を必須入力する。 (3) 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要（入力する場合、項番9「輸入者名」と同じ内容であること。）。 (4) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。
63	運送場所の電話番号 (「電話」欄)	(1) 「運送場所識別」欄に「T」を入力した場合は、輸入者の住所以外の運送先に係る市外局番から電話番号を入力する（区切り符号は入力しない。）。 (2) 「運送場所識別」欄に「M」を入力した場合は、輸入者の住所以外の複数箇所ある運送先のうち、主たる貨物の運送先に係る市外局番から電話番号を入力する（区切り符号は入力しない。）。 (3) 「運送場所識別」欄に「C」を入力した場合は、入力不要。 (4) 「運送場所識別」欄に「N」を入力した場合は、入力不可。
64	プラットフォーム等コード (「プラットフォーム等*」欄左)	通信販売において利用されたプラットフォームの名称等に当たるプラットフォーム等コード（業務コード集参照）を必須入力する。 (注) プラットフォーム等コードの入力に際して、該当のコードがない場合は、バスケットコード（例：ZZZZZZ等、末尾3桁が「ZZZ」のもの）を入力する。
65	プラットフォーム名等 (「プラットフォーム等*」欄右)	「プラットフォーム等」欄左にバスケットコードを入力した場合は、該当するプラットフォームの名称等を必須入力する。
66	記事 (「記事」欄)	(1) 税関における審査に必要となる事項を入力する。 (2) 漢字及びかなで入力することもできる。
67	荷主セクションコード (「荷主セクションコード」欄)	荷主セクションコード（契約に携わった荷主側の部署コード等）を入力する。
68	荷主リファレンスナンバー (「荷主R e f N o .」欄)	荷主リファレンスナンバー（荷主側が管理している申告に係る契約書等の番号等）を入力する。
69	社内整理用番号 (「社内整理用番号」欄)	自社で付与する任意の番号等を入力する。

「申告条件」欄の詳細は次のとおりである。

イ 通常申告

申告条件を入力することなく「海上簡易輸入申告」業務（業務コード：SDC）を実施することにより、直ちに海上簡易輸入申告を行うことになる。

なお、海上簡易輸入申告を申告先官署の開庁時間外に行う場合は、時間外執務要請届の提出を行っている必要がある。また、届出については、税関手続関連（共通編）-共通手続-第2章第1節（時間外執務要請届）を参照すること（以下この節において同じ）。

ロ 開庁時申告

「申告条件」欄に「K」（開庁時申告）を入力し、送信した場合は、システムに登録後最初に到来する午前8時30分以降に海上簡易輸入申告が自動起動する（ただし、行政機関の休日である場合（休日に開庁している官署である場合を含む。）は、翌平日の午前8時30分以降に自動起動する。）。

また、開庁時申告の登録は、税関長が公示する税関官署ごとの開庁時間（輸出入通関業務に係る開庁時間）以外の時刻においてのみ可能である。したがって、申告先官署について、自動起動する時刻までの間に開庁時間外となる時間がない場合は、開庁時申告を登録することはできない。

なお、海上簡易輸入申告が自動起動する前に、「海上簡易輸入申告」業務（業務コード：SDC）により訂正した場合は、開庁時申告の旨が取り消されることから、改めて開庁時申告をシステムに登録する。

ハ 搬入時申告（システム参加保税地域で通関する場合に限る。）

「申告条件」欄に「I」（搬入時申告）を入力し送信した場合は、通関予定蔵置場において「ハウスB/L貨物確認登録」業務（業務コード：CTS）又は「搬入確認登録（保税運送貨物）」業務（業務コード：BIA）（以下この節において「ハウスB/L貨物確認登録」業務（業務コード：CTS）等という。）により搬入確認登録がされた時に海上簡易輸入申告がシステムにより自動起動する。

ただし、次の場合は自動起動が正常に行われないことから留意すること。

(イ) 開庁時間外における搬入確認登録

貨物の搬入確認登録が申告先官署の開庁時間外に行われた場合で、当該時間帯に係る時間外執務要請届の提出が行われていないときは、システムにより自動的に開庁時申告（前記ロ（開庁時申告（申告条件コード：「K」）参照）への付替処理が行われる。

この場合において、前記ロ（開庁時申告）による自動起動を待たずに海上簡易輸入申告を行うときは、申告先官署に対し時間外執務要請届の提出を行った後、前記イ（通常申告）により行う。

(ロ) 事故貨物

倉主等によるシステムへの搬入確認の際、「事故貨物」欄に税関届出を要する旨が入力された場合は、海上簡易輸入申告が自動起動しないことから、税関（保税担当部門）による事故確認を受けた後、改めて海上簡易輸入申告を行う。

(ハ) 海上簡易輸入申告事項の訂正

海上簡易輸入申告が自動起動する前に、「海上簡易輸入申告」業務（業務コード：SDC）により訂正した場合は、搬入時申告の旨が取り消されることから、改めて搬入時申告をシ

テムに登録する。

ニ 予備申告（貨物搬入時本申告自動起動）

「申告条件」欄に「Z」（予備申告（貨物搬入時本申告自動起動））を入力し、送信した場合は、予備申告貨物が通関予定蔵置場において、「ハウスB/L貨物確認登録」業務（業務コード：CTS）等が実施された時に、海上簡易輸入申告（本申告）が自動的に起動する（後記5(1)イ（「申告条件」欄に「Z」（予備申告（貨物搬入時本申告自動起動））を入力した場合）参照）。

ホ 予備申告（本申告手動起動）

「申告条件」欄に「T」（予備申告（本申告手動起動））を入力し、送信した場合は、予備申告貨物が保税蔵置場に搬入されたことを確認の上、海上簡易輸入申告（本申告）を手動で起動する（後記6(1)ロ（「申告条件」欄に「T」（予備申告（本申告手動起動））を入力した場合）参照）。

(2) 海上簡易輸入申告の受理及び通知

前記(1)（海上簡易輸入申告の登録）により、海上簡易輸入申告が受理された場合は、各出力情報の「区分」欄に、次の区分に応じたコードが付与されて、それぞれ配信される。

審査検査区分識別の詳細については、税関手続関連（共通編）-共通手続-第4章（照会関係手続）付表3-4-10（IID「海上簡易輸入申告照会情報」出力事項）参照。

また、審査区分が「3」（検査扱い）であり、かつ、検査区分を付与する設定がされている通関蔵置場である場合は、「区分」欄の3桁目に検査区分が付与される。

ただし、自由化申告の場合においては、上記検査区分コードの付与は行われない。

審査区分	審査区分コード	検査区分	検査区分コード
簡易審査扱い	1	現場検査	R
簡易審査扱い（保留中）	*1	検査場検査	K
書類審査扱い	2		
検査扱い	3		

イ 審査区分が「1」（簡易審査扱い）の場合

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
輸入許可通知（海上簡易）（簡易）情報	SAD1FG0	許可された場合。	通関業者等輸入者（注）
海上簡易輸入申告控（簡易）情報	SAD1FC0	許可されなかった場合。	通関業者等
許可・承認貨物（輸入）情報	SAD4311	許可された場合。	保税蔵置場（注）

（注）配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

ロ 審査区分が「2」（書類審査扱い）又は「3」（検査扱い）の場合

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
海上簡易輸入申告控（書類）情報	SAD2FC0	書類審査扱いとなった場合。	通関業者等

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
海上簡易輸入申告控（検査）情報	SAD3FC0	検査扱いとなった場合。	
検査指定情報	後記（4）イ（システムにより検査指定された場合）参照	システムにより検査指定がされた場合。 （注1）	通関業者等 保税蔵置場 検査立会者 （注2）

（注1）検査区分が付与された場合又は後記(4)ロ（審査区分変更により検査指定された場合）により税関による検査指定がされた場合に配信される。

（注2）システムに登録されている場合にのみ配信される。

(3) 海上簡易輸入申告に係る運送先一覧表及び関係書類の提出

イ 運送先一覧表及び関係書類の提出

前記(2)（海上簡易輸入申告の受理及び通知）により、海上簡易輸入申告が受理された後、海上簡易輸入申告を行った税関（通関担当部門）から運送先一覧表及び関係書類の提出を求められた場合に提出する。

このうち、前記(1)（海上簡易輸入申告の登録）により、「運送場所識別」欄に「M」を入力して申告した場合に提出する運送先一覧表については、税関により海上簡易輸入申告の審査終了がシステムに登録されるまで（審査区分が「1」（簡易審査扱い）の場合は許可の日の翌日から3日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。))に提出することとし、その提出方法は原則として後記ロ（電子ファイルによる提出）によるものとする。また、その申告において提出すべき書類が運送先一覧表だけである場合には、（運送先一覧表でない）関係書類については、併せて提出することを要しない。

なお、「運送場所識別」欄に「M」を入力して申告した場合に、審査区分として「1」（簡易審査扱い）が付与されたときは、輸入許可通知書等の「区分」欄に「Y」（書類提出要）が表示されることから参考とすること。

ロ 電子ファイルによる提出

運送先一覧表及び関係書類を電子ファイルにより提出する場合は、税関手続関連（共通編）- 共通手続-第2章第16節（通関関係書類の電子ファイルによる提出）により行う。

(4) 検査貨物の運搬等

イ システムにより検査指定された場合

前記(2)（海上簡易輸入申告の受理及び通知）により海上簡易輸入申告が受理され、検査区分が付与された場合は次の情報がそれぞれ配信される。

検査区分として「K」（検査場検査）が付与された場合は、配信された検査指定情報を利用し、関税法基本通達 67-3-11（検査貨物の指定等）の規定に基づき蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行う。

出力情報	出力情報コード	検査等区分	帳票タイトル	配信先
検査指定情報	SAD4881	R：現場検査	検査指定票 (倉主等用)	通関業者等(注1) 通関蔵置場(注2) (注3) 検査立会者(注1) (注4)
	SAD4891	K：検査場検査	検査指定票 (運搬・倉主等用)	通関業者等(注1) 検査立会者(注1) (注4)
	SAD4901		検査指定票 (倉主等用)	通関蔵置場(注2) (注3)

(注1) 本申告の場合で、予備申告の際に配信されているときは配信されない。

(注2) システム参加保税地域であり、配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

(注3) 予備申告の場合は、本申告の際に配信される。

(注4) システムに登録されている場合にのみ配信される。

ロ 審査区分変更により検査指定された場合

前記(2)(海上簡易輸入申告の受理及び通知)により海上簡易輸入申告が受理され、審査区分として「2」(書類審査扱い)又は「3」(検査扱い)が付与された海上簡易輸入申告に係る貨物について、税関により検査指定又は検査取止めがシステムに登録された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

検査等区分が「K」(検査場検査)又は「M」(見本確認)の場合は、配信された検査指定情報を利用し、関税法基本通達67-3-11(検査貨物の指定等)の規定に基づき蔵置場所と税関検査場間の運搬等を行う。

なお、通関業者等に配信される情報を税関に配信したい場合は、税関に申し出る。

(イ) 検査指定された場合

出力情報	出力情報コード	検査等区分	帳票タイトル	配信先
検査指定情報	SAD4871	R：現場検査 K：検査場検査 X：大型X線検査 M：見本確認	検査指定票 (申告書用)	税関(通関担当部門又は監視担当部門)
	SAD4881	R：現場検査	検査指定票 (倉主等用)	通関業者等(注1) 通関蔵置場(注2) 検査立会者(注3)
	SAD4891	K：検査場検査 X：大型X線検査 M：見本確認	検査指定票 (運搬・倉主等用)	通関業者等(注1) 検査立会者(注3)
	SAD4901		検査指定票 (倉主等用)	通関蔵置場(注2)

(注1) 検査指定の際に税関へ配信する旨の登録が行われた場合は、通関業者等に配信されず、税関に配信される。

(注2) システム参加保税地域であり、配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

(注3) システムに登録されている場合にのみ配信される。

(ロ) 検査取止めされた場合

出力情報	出力情報コード	検査等区分	帳票タイトル	配信先
検査取止情報	SAD4911	T：検査取止 2：区分変更 (書類)	検査取止票	通関業者等 通関蔵置場(注1) (注2) 検査立会者(注3)

(注1) 検査指定済みであり、税関が検査取止めを行った場合に限る。

(注2) システム参加保税地域であり、配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

(注3) システムに登録されている場合にのみ配信される。

(5) 海上簡易輸入申告後に行う検査立会者の登録、変更及び取消し

前記(1)(海上簡易輸入申告の登録)による申告が受理された後に、検査立会者の登録、変更又は取消を実施する場合は、この章第1節3(5)(輸入申告後に行う検査立会者の登録、変更及び取消し)による。

3 海上簡易輸入申告変更

前記2(1)(海上簡易輸入申告の登録)により海上簡易輸入申告を登録した通関業者等が、当該登録後、当該申告に係る許可等までの間に当該申告内容に誤りがあるため、海上簡易輸入申告の内容を変更する場合は、海上簡易輸入申告を行った税関(通関担当部門)の了承を得たうえで、次による。

◎ 留意事項

- ① 変更の登録は、同一海上簡易輸入申告について最大9回までシステムを使用して行うことができるが、9回を超える変更については、この章第5節4(輸入申告等の手作業移行)による。
- ② 検査立会者の登録、変更又は取消しを行う場合は、前記2(5)(海上簡易輸入申告後に行う検査立会者の登録、変更及び取消し)により実施すること。
- ③ 次の項目については変更することができないことから、税関(通関担当部門)へ申告内容を変更することを申し出たうえで、当該海上簡易輸入申告をこの章第5節3(輸入申告等の撤回)により撤回し、改めて海上簡易輸入申告を行うこととなることから留意すること。

項目名	画面
あて先官署コード	「あて先官署」欄
輸入者コード(注)	「輸入者」欄左

項目名	画面
輸入者名	「輸入者」欄右
通関予定蔵置場コード	「蔵置場所＊」欄

(注) 輸出入者コードを有しない輸入者から輸出入者コードを有する輸入者への変更については可能である。

- ④「ハウスB/L番号」欄を訂正する場合は、当該B/L番号に係る事前情報が、あらかじめシステムに登録されている必要がある。

(1) 海上簡易輸入申告の変更

イ 呼出しによらない方法

「海上簡易輸入申告変更」業務（業務コード：SDE）を利用して、申告番号、海上簡易輸入申告により申告した事項及び変更を必要とする事項を入力し送信する。

なお、税関に後記(2)（海上簡易輸入申告変更の受理及び通知）の「海上簡易輸入申告変更控（書類）情報」（出力情報コード：SAD2FE0）又は「海上簡易輸入申告変更控（検査）情報」（出力情報コード：SAD3FE0）を配信する場合は、あらかじめ税関の了承を得たうえで、「訂正票出力識別」欄に「P」を入力する。

ロ 呼出しによる方法

「海上簡易輸入申告呼出し」業務（業務コード：SDD）を利用して、申告番号を入力し送信することにより、当初の海上簡易輸入申告に係る申告内容が、「海上簡易輸入申告変更情報」（出力情報コード：SAD6040）として応答画面に出力されることから、出力された内容を確認のうえ、変更を必要とする事項を上書き入力し送信する。

なお、「訂正票出力識別」欄の入力については前記イ（呼出しによらない方法）に準じて行う。

(2) 海上簡易輸入申告変更の受理及び通知

前記(1)（海上簡易輸入申告の変更）により、海上簡易輸入申告変更が受理された場合は、次の情報がそれぞれ配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
海上簡易輸入申告変更控（書類）情報	SAD2FE0	審査区分として「2」（書類審査扱い）が付与された場合。	通関業者等（注1）
海上簡易輸入申告変更控（検査）情報	SAD3FE0	審査区分として「3」（検査扱い）が付与された場合。	通関業者等（注1）
検査取消票	SAD6300	検査指定済の場合で、検査実施官署が変更となる時。	通関業者等 検査立会者（注2） 通関蔵置場

(注1) 「訂正票出力識別」欄に「P」を入力した場合は税関に配信される。

(注2) システムに登録されている場合のみ配信される。

(3) 海上簡易輸入申告変更に係る運送先一覧表及び関係書類の提出

前記(2) (海上簡易輸入申告変更の受理及び通知) により海上簡易輸入申告変更が受理された場合は、前記 2 (3)イ (運送先一覧表及び関係書類の提出) に準じて運送先一覧表及び関係書類を提出すること。

なお、運送先一覧表及び関係書類を電子ファイルにより提出する場合は、前記 2 (3)ロ (電子ファイルによる提出) に準じて行う。

4 予備申告

通関業者等がシステムを使用して海上簡易輸入申告についての予備申告を行う場合は次による。

(1) 予備申告の登録

海上簡易輸入申告予定年月日における外国為替相場が公示され、かつ、予備申告に係る貨物のハウスB/Lが発行された日以降に「海上簡易輸入申告」業務 (業務コード: SDC) を利用して、「申告条件」欄に「Z」 (予備申告 (貨物搬入時本申告自動起動)) 又は「T」 (予備申告 (本申告手動起動)) のいずれかを入力し、他の項目については前記 2 (1) (海上簡易輸入申告の登録) に準じて入力して送信する。

なお、通関業者が予備申告を登録する場合は、通関士が申告内容を審査したうえで登録する。

(2) 予備申告の受理及び通知

前記(1) (予備申告の登録) により予備申告が受理された場合は、各出力情報の「区分」欄に、次の区分に応じたコードが付与されて、それぞれ配信される。

審査検査区分識別の詳細については、税関手続関連 (共通編) -共通手続-第4章 (照会関係手続) 付表 3-4-10 (IID「海上簡易輸入申告照会情報」出力事項) 参照。

また、審査区分が「3」 (検査扱い) であり、かつ、検査区分を付与する設定がされている通関蔵置場である場合は、「区分」欄の3桁目に検査区分コードが付与される。

ただし、自由化申告の場合においては、上記検査区分コードの付与は行われない。

審査区分	審査区分コード
簡易審査扱い	1
簡易審査扱い (保留中)	* 1
書類審査扱い	2
検査扱い	3

検査区分	検査区分コード
現場検査	R
検査場検査	K

(出力情報)

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
海上簡易輸入申告控 (予備申告/簡易) 情報	SAD1FD0	審査区分として「1」 (簡易審査扱い) が付与された場合。	通関業者等
海上簡易輸入申告控 (予備申告/書類) 情報	SAD2FD0	審査区分として「2」 (書類審査扱い) が付与された場合。	

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
海上簡易輸入申告控 (予備申告／検査) 情報	S A D 3 F D 0	審査区分として「3」(検査扱い) が付与された場合。	
検査指定情報	前記2(4)イ(シ ステムにより検 査指定された場 合)参照	システムにより検査指定がされた 場合。(注1)	通関業者等 保税蔵置場 検査立会者 (注2)

(注1) 検査区分が付与された場合又は前記2(4)ロ(審査区分変更により検査指定された場合)により、税関による検査指定がされたときに配信される。

(注2) システムに登録されている場合にのみ配信される。

(3) 予備申告に係る運送先一覧表及び関係書類の提出

前記(2)(予備申告の受理及び通知)により予備申告が受理された場合は、前記2(3)(海上簡易輸入申告に係る運送先一覧表及び関係書類の提出)に準じて行う。

(4) 検査の指定

前記(2)(予備申告の受理及び通知)により予備申告が受理され、審査区分として「2」(書類審査扱い)又は「3」(検査扱い)が付与された予備申告貨物について、税関により、検査指定又は検査取止めがシステムに登録された場合は、前記2(4)ロ(審査区分変更により検査指定された場合)の出力情報がそれぞれ配信される。(ただし、通関蔵置場への検査指定票は、後記6(海上簡易輸入申告(本申告))の輸入申告(本申告)を行ったときに配信される。)

(5) 予備申告後に行う検査立会者の登録、変更及び取消し

前記(1)(予備申告の登録)による予備申告が受理された後に、検査立会者の登録、変更又は取消を実施する場合は、この章第1節3(5)(輸入申告後に行う検査立会者の登録、変更及び取消し)による。

5 予備申告の変更

前記4(1)(予備申告の登録)により海上簡易輸入申告についての予備申告を登録した通関業者等が、当該登録後、後記6(海上簡易輸入申告(本申告))までの間に、予備申告内容に誤りがあることから、海上簡易輸入申告内容を変更する場合は、予備申告を行った税関官署(通関担当部門)の了承を得たうえで、次による。

◎ 留意事項

- ① 変更の登録は、最大9回までシステムを使用して行うことができるが、9回を超える変更については、この章第5節4(輸入申告等の手作業移行)による。
- ② 検査立会者の登録、変更又は取消しを行う場合は、前記4(5)(予備申告後に行う検査立会者の登録、変更及び取消し)により実施すること。
- ③ 次の項目については変更することができないことから、税関(通関担当部門)へ申告内容を変更する旨を申し出たうえで、当該予備申告をこの章第5節3(輸入申告等の撤回)により

撤回し、改めて予備申告を行うこととなることから留意すること。

項目名	画面
あて先官署コード	「あて先官署」欄
輸入者コード（注1）	「輸入者」欄左
輸入者名	「輸入者」欄右
通関予定蔵置場コード（注2）	「蔵置場所*」欄

（注1）輸出入者コードを有しない輸入者から輸出入者コードを有する輸入者への変更に
ついては可能である。

（注2）同一税関官署内であれば変更することができる。

なお、自由化申告においては、同一税関内に限らず当初の蔵置官署と異なる官署が
管轄する保税地域に変更することができる。

ただし、既に検査指定を受けている場合に、当該変更を行ったときは、後記(1)
(予備申告の変更)により、当該検査指定の取消しが行われるので留意すること。

- ④「ハウスB/L番号」欄を訂正する場合は、当該B/L番号に係る事前情報が、あらかじめ
システムに登録されている必要がある。

(1) 予備申告の変更

イ 呼出しによらない方法

「海上簡易輸入申告」業務（業務コード：SDC）を利用して、申告番号、海上簡易輸入申
告により申告した事項及び訂正を必要とする事項を入力し送信する。

ロ 呼出しによる方法

「海上簡易輸入申告呼出し」業務（業務コード：SDD）を利用して、申告番号を入力し送
信することにより、当初の海上簡易輸入申告に係る予備申告内容が「海上簡易輸入申告情報」
(出力情報コード：SAD6030)として応答画面に出力されることから、出力された内容
を確認のうえ、訂正を必要とする事項を上書き入力し送信する。

(2) 予備申告変更の受理及び通知

前記(1)（予備申告の変更）により、予備申告変更が受理された場合は、各出力情報の「区分」
欄に、次の区分に応じたコードが付与されて、それぞれ配信される。

審査検査区分識別の詳細については、税関手続関連（共通編）-共通手続-第4章（照会関係手
続）付表3-4-10（IID「海上簡易輸入申告照会情報」出力事項）参照。

また、審査区分が「3」（検査扱い）であり、かつ、検査区分を付与する設定がされている通関
蔵置場である場合は、「区分」欄の3桁目に検査区分コードが付与される。

ただし、自由化申告の場合においては、上記検査区分コードの付与は行われない。

審査区分	審査区分コード
簡易審査扱い	1
簡易審査扱い（保留中）	*1
書類審査扱い	2
検査扱い	3

検査区分	検査区分コード
現場検査	R
検査場検査	K

(出力情報)

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
海上簡易輸入申告変更 控(予備申告/簡易)情 報	SAD1FF0	審査区分として「1」(簡易審 査扱い)が付与された場合。	通関業者等
海上簡易輸入申告変更 控(予備申告/書類)情 報	SAD2FF0	審査区分として「2」(書類審 査扱い)が付与された場合。	通関業者等
海上簡易輸入申告変更 控(予備申告/検査)情 報	SAD3FF0	審査区分として「3」(検査扱 い)が付与された場合。	通関業者等
検査取消票	SAD6300	検査指定済の場合で、検査実施 官署が変更となるとき。	通関業者等 検査立会者 (注1) 通関蔵置場 (注2)

(注1) システムに登録されている場合にのみ配信される。

(注2) 配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。

(3) 予備申告変更に係る運送先一覧表及び関係書類の提出

前記(2)(予備申告変更の受理及び通知)により予備申告変更が受理された場合は、前記3(3)(海上簡易輸入申告変更に係る運送先一覧表及び関係書類の提出)に準じて行う。

6 海上簡易輸入申告(本申告)

(1) 海上簡易輸入申告(本申告)の登録

イ 「申告条件」欄に「Z」(予備申告(貨物搬入時本申告自動起動))を入力した場合

予備申告貨物が通関予定蔵置場において、「ハウスB/L貨物確認登録」業務(業務コード:CTS)等が実施された時に、海上簡易輸入申告(本申告)が自動起動する。ただし、次の場合は「ハウスB/L貨物確認登録」業務(業務コード:CTS)等が実施された時には自動起動しないことから留意すること。

(イ) 開庁時間外の処理

予備申告貨物に係る貨物について「ハウスB/L貨物確認登録」業務(業務コード:CTS)等が申告先官署の開庁時間外に実施された場合で、その時間帯に係る時間外執務要請届の提出を行っていないときは、海上簡易輸入申告(本申告)が自動起動せず、システムにより自動的に開庁時申告(前記1ロ(開庁時申告(申告条件コード:「K」)参照)への付替処理が行われる。

この場合において、自動起動を待たずに海上簡易輸入申告(本申告)を行うときは、時間外執務要請届の提出を行った後、「申告条件」欄に「H」(予備申告後の本申告)を入力し、送信することにより行う。

(ロ) 事故貨物

「ハウスB/L貨物確認登録」業務(業務コード:CTS)等が実施された時に、「事故貨

物」欄に税関届出を要する旨の入力がされた場合は、海上簡易輸入申告（本申告）が自動起動しないことから、税関（保税担当部門）による事故確認を受けた後、「申告条件」欄に「H」（予備申告後の本申告）を入力し、送信することにより海上簡易輸入申告（本申告）を行う。

（ハ）海上簡易輸入申告の訂正

海上簡易輸入申告（本申告）が自動起動する前に、「海上簡易輸入申告」業務（業務コード：SDC）により訂正した場合は、改めて予備申告（貨物搬入時本申告自動起動）を実施する。

ロ 「申告条件」欄に「T」（予備申告（本申告手動起動））を入力した場合

予備申告貨物が保税蔵置場に搬入されたことを確認のうえ、「申告条件」欄に「H」（予備申告後の本申告）を入力し、送信することにより海上簡易輸入申告（本申告）を行う。

なお、海上簡易輸入申告（本申告）を申告先官署の開庁時間外に行う場合は、時間外執務要請届の提出が行われている必要がある。

(2) 海上簡易輸入申告（本申告）の受理及び通知

前記(1)（海上簡易輸入申告（本申告）の登録）により、海上簡易輸入申告（本申告）が受理された場合は、前記2(2)（海上簡易輸入申告の受理及び通知）及び(4)（検査貨物の運送等）に準じた情報がそれぞれ配信される。

なお、海上簡易輸入申告（本申告）までに税関が審査区分を「3」（検査扱い）から「2」（書類審査扱い）に変更した場合においても、「検査取止情報（輸入）」（出力情報コード：SAD4911）は本申告時には配信されないことから留意すること。

(3) 海上簡易輸入申告（本申告）に係る運送先一覧表及び関係書類の提出

前記(2)（海上簡易輸入申告（本申告）の受理及び通知）により、海上簡易輸入申告（本申告）が受理された場合は、前記2(3)（海上簡易輸入申告に係る運送先一覧表及び関係書類の提出）に準じて行う。

(4) 検査貨物の運搬等

海上簡易輸入申告（本申告）に係る貨物が、「3」（検査扱い）となった場合は、前記2(4)（検査貨物の運搬等）に準じて行う。

(5) 海上簡易輸入申告（本申告）後に行う検査立会者の登録、変更及び取消し

前記(1)（海上簡易輸入申告（本申告）の登録）による申告が受理された後に、検査立会者の登録、変更又は取消を実施する場合は、この章第1節3(5)（輸入申告後に行う検査立会者の登録、変更及び取消し）による。

7 海上簡易輸入申告の許可

システムを使用した海上簡易輸入申告について、審査区分として「2」（書類審査扱い）又は「3」（検査扱い）が付与された申告が許可された場合は、次の情報が配信される。

出力情報	出力情報コード	出力条件	配信先
輸入許可通知(海上簡易)(書類・検査)情報	SAD2FG0	なし	通関業者等(注1) 輸入者(注2)
許可・承認貨物(輸入)情報	SAD4311	なし	保税蔵置場(注2) 通関蔵置場(注2)

(注1) 税関に配信する旨がシステムに登録された場合は、税関に限る。

(注2) 配信する旨がシステムに登録されている場合に限る。